

秋田県公報

目 次

○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づ き知事が定める額の一部改正(二二四・人事課)……………1	ページ
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例第十條の二の規定に基づき知事が定める金額の一部改 正(二二五・人事課)……………1	1
○ 基本測量実施の通知(二一六・建設管理課)……………1	1
○ 道路区域の変更(二二七、二二八・道路課)……………1	1
○ 道路の供用開始(二一九・道路課)……………2	2
○ 証紙売りさばきの廃止の届出(二二〇・会計管財課)……………2	2
○ 建築基準法による道路位置の指定(二二一・由利地域振興 局建設部)……………3	3
公 告	
○ 特定調達契約に係る契約業者の決定(リハビリテーショ ン・精神医療センター)……………3	3
○ 土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………3	3
○ 土地改良区の役員の就任の届出(秋田地域振興局農林部)……………3	3
○ 土地改良事業工事の完了の届出(仙北地域振興局農林部)……………3	3
○ 県営土地改良事業工事の完了(仙北地域振興局農林部)……………3	3
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の開催(九・教育庁総務課)……………4	4
人事委員会規則	
○ 人事委員会規則二一〇(管理職員等の範囲)の一部を改 正する規則……………4	4
○ 人事委員会規則二一一(公平委員会の事務委託市町村、 一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を 改正する規則……………4	4

告 示

秋田県告示第二百十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定
める額(平成四年秋田県告示第五百九十二号)の一部を次のよう
に改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成二十年四月一日以後
の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給
すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、
同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に
支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、
なお従前の例による。

平成二十年五月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、四一四円	一三、五一一元
二十歳以上二十五歳未満	四、九六七円	一三、五一一元
二十五歳以上三十歳未満	五、八二七円	一三、七二二円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇〇円	一六、三九二円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇〇六円	二〇、〇七二円
四十歳以上四十五歳未満	七、二七三円	二二、六四六円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三五円	二四、一五七円
五十歳以上五十五歳未満	六、五六九円	二四、三八〇円
五十五歳以上六十歳未満	五、九一二円	二三、八九二円
六十歳以上六十五歳未満	四、五五〇円	二一、一一〇円

六十五歳以上七十歳未満

四、〇九〇円

一四、三五三円

七十歳以上

四、〇九〇円

一三、五一一元

秋田県告示第二百十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
第十條の二の規定に基づき知事が定める金額(平成八年秋田県告
示第五百二十三号)の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成二十年四月一日以後
の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護
補償については、なお従前の例による。

平成二十年五月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百九十円」を「十
万四千九百六十円」に、「五万六千七百十円」を「五万六千九百
三十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「五万二千三百
円」を「五万二千四百八十円」に、「二万八千三百六十円」を
「二万八千四百七十円」に改める。

秋田県告示第二百十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規
定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施
の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十年五月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 作業の種類
基本測量
- 二 作業を行う地域
羽後町及び由利本荘市
- 三 作業を行う期間
平成二十年四月二十一日から平成二十一年二月二十八日まで

秋田県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定
に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年五月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県道	新		琴丘上小阿仁線	山本郡三種町上岩川字小又口三番一地从先から字勝平二二六番二まで	五・〇〇〇〇	一・三二六
			琴丘上小阿仁線		一六・〇〇〇〇	一・八四五
				山本郡三種町上岩川字小又口三番一地从先から字勝平二二六番二まで	五・〇〇〇〇	一・三二六
				山本郡三種町上岩川字小又口三番一地从先から字勝平二二六番二まで	五・〇〇〇〇	一・三二六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年五月二日から同月十五日まで

秋田県告示第二百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年五月二日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県道	新		能代五城目線	山本郡三種町上岩川字小出二番六地先から字田ノ沢三七番一地从先まで	五・五〇〇〇	三・〇二〇
			能代五城目線		一五・〇〇〇〇	二・七六〇
				山本郡三種町上岩川字小出二番六地先から字田ノ沢三七番一地从先まで	五・五〇〇〇	三・〇二〇
				山本郡三種町上岩川字小出二番六地先から字田ノ沢三七番一地从先まで	五・五〇〇〇	三・〇二〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年五月二日から同月十五日まで

秋田県告示第二百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成二十年五月二日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
-------	-----	---	---

県道	能代五城目線	山本郡三種町上岩川字小出二番六地先から字田ノ沢三七番一地从先まで
----	--------	----------------------------------

二 供用開始の期日 平成二十年五月八日

- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成二十年五月二日から同年五月十五日まで

秋田県告示第二百二十号

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条

第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。
平成二十年五月二日

秋田県知事 寺田典城

売りさばきを廃止する者の事務所の所在地及び名称	売りさばき場所	廃止年月日
秋田市旭北栄町一	秋田市山王中島町	平成二十年四月十日
秋田県子ども会育成連合会	秋田県子ども会育成一番一	五日

秋田県告示第二百二十一号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項
 第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建

築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規
 定に基づき、公告する。
 平成二十年五月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 由利本荘市川口字下葛蒲崎八十八番地 武田 裕之	道路の位置の指定箇所 由利本荘市川口字家妻三十五番一の内及び三 十六番一の内	道路の延長 五十九・〇五メートル	道路の幅員 六・〇メートル	指定年月日 平成二十年四月二十二日
--	--	---------------------	------------------	----------------------

公 告

特定調達契約について次のとおり契約業者を決定したので、地
 方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令
 (平成七年政令第三百七十二号) 第十一条の規定に基づき、公示
 する。
 平成二十年五月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
 一種一号重油(特A重油) 九十万七リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 大仙市協
 和上淀川字五百刈田三百五十二番地
- 三 契約業者を決定した日
 平成二十年三月十三日
- 四 契約業者の名称及び住所
 株式会社山二 秋田市中通二丁目五番二十号
- 五 契約金額
 一リットル当たり八一・三七五円
- 六 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札及び地方自治法施行令第六十七条の二第一項
 第八号
- 七 一般競争入札の公告を行った日
 平成二十年一月二十九日

で、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年五月二日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六
 項の規定により、左手子土地改良区から次のとおり役員就任の
 届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年五月二日

一 就任理事の住所及び氏名 秋田市雄和左手子字前谷地百二十八	秋田県知事 寺 田 典 城
〃 〃 〃 〃 字上野六十八	佐々木良英
〃 〃 〃 〃 字清水下百三十一	佐々木一男
〃 〃 〃 〃 字上野六十四の一	佐々木誠一
〃 〃 〃 〃 字清水下五十三	佐々木正
〃 〃 〃 〃 字白川袋六十四	佐々木卓司
二 就任監事の住所及び氏名 秋田市雄和左手子字上野百五十七	佐々木善明
〃 〃 〃 〃 字白川袋六十一	佐々木悦美
〃 〃 〃 〃 〃	佐々木善衛

- 一 大仙市
 (一) 完了年月日 平成十九年三月二十八日
 (2) 事業名 土地改良事業(金井伝沢地区基盤整備促進事
 業)
- 二 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五 秋田県知事 寺 田 典 城
- 六 秋田県知事 寺 田 典 城
- 七 秋田県知事 寺 田 典 城
- 八 秋田県知事 寺 田 典 城
- 九 秋田県知事 寺 田 典 城
- 十 秋田県知事 寺 田 典 城
- 十一 秋田県知事 寺 田 典 城
- 十二 秋田県知事 寺 田 典 城
- 十三 秋田県知事 寺 田 典 城
- 十四 秋田県知事 寺 田 典 城
- 十五 秋田県知事 寺 田 典 城
- 十六 秋田県知事 寺 田 典 城
- 十七 秋田県知事 寺 田 典 城
- 十八 秋田県知事 寺 田 典 城
- 十九 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二十 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二十一 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二十二 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二十三 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二十四 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二十五 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二十六 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二十七 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二十八 秋田県知事 寺 田 典 城
- 二十九 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三十 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三十一 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三十二 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三十三 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三十四 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三十五 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三十六 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三十七 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三十八 秋田県知事 寺 田 典 城
- 三十九 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四十 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四十一 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四十二 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四十三 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四十四 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四十五 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四十六 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四十七 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四十八 秋田県知事 寺 田 典 城
- 四十九 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五十 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五十一 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五十二 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五十三 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五十四 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五十五 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五十六 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五十七 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五十八 秋田県知事 寺 田 典 城
- 五十九 秋田県知事 寺 田 典 城
- 六十 秋田県知事 寺 田 典 城
- 六十一 秋田県知事 寺 田 典 城
- 六十二 秋田県知事 寺 田 典 城
- 六十三 秋田県知事 寺 田 典 城
- 六十四 秋田県知事 寺 田 典 城
- 六十五 秋田県知事 寺 田 典 城
- 六十六 秋田県知事 寺 田 典 城
- 六十七 秋田県知事 寺 田 典 城
- 六十八 秋田県知事 寺 田 典 城
- 六十九 秋田県知事 寺 田 典 城
- 七十 秋田県知事 寺 田 典 城
- 七十一 秋田県知事 寺 田 典 城
- 七十二 秋田県知事 寺 田 典 城
- 七十三 秋田県知事 寺 田 典 城
- 七十四 秋田県知事 寺 田 典 城
- 七十五 秋田県知事 寺 田 典 城
- 七十六 秋田県知事 寺 田 典 城
- 七十七 秋田県知事 寺 田 典 城
- 七十八 秋田県知事 寺 田 典 城
- 七十九 秋田県知事 寺 田 典 城
- 八十 秋田県知事 寺 田 典 城
- 八十一 秋田県知事 寺 田 典 城
- 八十二 秋田県知事 寺 田 典 城
- 八十三 秋田県知事 寺 田 典 城
- 八十四 秋田県知事 寺 田 典 城
- 八十五 秋田県知事 寺 田 典 城
- 八十六 秋田県知事 寺 田 典 城
- 八十七 秋田県知事 寺 田 典 城
- 八十八 秋田県知事 寺 田 典 城
- 八十九 秋田県知事 寺 田 典 城
- 九十 秋田県知事 寺 田 典 城
- 九十一 秋田県知事 寺 田 典 城
- 九十二 秋田県知事 寺 田 典 城
- 九十三 秋田県知事 寺 田 典 城
- 九十四 秋田県知事 寺 田 典 城
- 九十五 秋田県知事 寺 田 典 城
- 九十六 秋田県知事 寺 田 典 城
- 九十七 秋田県知事 寺 田 典 城
- 九十八 秋田県知事 寺 田 典 城
- 九十九 秋田県知事 寺 田 典 城
- 百 秋田県知事 寺 田 典 城

- 六 県営土地改良事業(仙北中央三期地区一般農道整備事業)完了年月日 平成二十年三月二十七日
- 七 県営土地改良事業(清水地区ふるさと農道緊急整備事業)完了年月日 平成二十年三月二十七日
- 八 県営土地改良事業(明光沢地区ふるさと農道緊急整備事業)完了年月日 平成十九年十一月五日
- 九 県営土地改良事業(大滝沢地区ため池等整備事業)完了年月日 平成二十年一月十日
- 十 県営土地改良事業(沢山地区ため池等整備事業)完了年月日 平成二十年一月三十一日

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第九号

次のとおり教育委員会会議を開催する。
平成二十年五月二日

- 一 日時 平成二十年五月八日 午後二時
- 二 場所 教育委員会委員室
- 三 案件
 - (一) 公立小中学校教員に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の二第二項の規定に基づく手続に関する規則の一部を改正する規則案
 - (二) 秋田県産業教育審議会委員の任命について
 - (三) 秋田県立近代美術館協議会委員の任命について
 - (四) 秋田県指定無形文化財の解除について
 - (五) 秋田県文化財保護審議会委員の任命について
 - (六) 秋田県スポーツ振興審議会委員の任命について
 - (七) その他

人事委員会規則

人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年五月二日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏
人事委員会規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一〇(管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。
別表第一知事の事務部局(本庁)の項中「部長」を「部長 防

災技監」に改め、「将来構想推進監」を削り、同表出納局の項中「総務事務センター長」を「センター長 室長」に、「総務班」を「総務・車両班」に、「会計管財課」を「会計管財課公共建築物活用室」に、「同課」を「同室」に改め、同表人事委員会事務局の項中「参事」を削り、同表監査委員事務局の項中「監査・総務班」を「監査・総務企画班」に改め、同表労働委員会事務局の項中「参事」を削り、「総務・審査班」を「審査班」に改め、同表の備考を削る。

別表第二知事の事務部局(地方機関)地域振興局の項中「上席主幹」を「上席主幹 総務課長」に、「総務第一班、総務第二班及び大館福祉総務班」を「及び総務・出納班」に、「仙北地域振興局農林部仙北平野農村整備事務所長 建設部のダム管理事務所長」を「建設部河川砂防課のダム管理事務所長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)東京事務所の項中「総務班」を「広報・政策情報班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)健康環境センターの項中「総務管理班」を「総務企画班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)農林水産技術センターの項中「総務第一班」を「総務・管理班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)産業技術総合研究センターの項中「高度技術研究所副所長」を「次長」に改め、「工業技術センター次長」を削り、同表知事の事務部局(地方機関)太平洋療育園の項中「園長」を「園長 副園長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)児童相談所の項中「総務班」を「総務班及び児童相談班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)児童会館の項を削り、同表知事の事務部局(地方機関)リハビリテーション・精神医療センターの項中「事務部長」を「事務部長 事務部次長」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)農業研修センターの項中「総務班」を「総務・企画研修班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)家畜保健衛生所の項中「管理班」を「総務・衛生指導班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)計量検定所の項中「総務班」を「管理・計量班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)技術専門校の項中「総務班」を「人材育成第一班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)秋田中央道路建設事務所の項を削り、同表知事の事務部局(地方機関)流域下水道事務所の項中「総務班」を「総務・環境班」に改め、同表知事の事務部局(地方機関)砂子沢ダム建設事務所の項中「総務班」を「総務・調査設計班」に改め、同表の備考を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年五月二日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏
人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一一(公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。
別表第一三種町本庁の項中「団体推進室一室長」を削り、同表八峰町本庁の項中「子ども園長」を削り、同表羽後町本庁の項中「教育次長」の下に、「主席参事」を加え、「農業委員会」局長を「農業委員会」局長、主席参事に改め、同表羽後町出先事務所に「給食センター」所長、「歴史民俗資料館」及び「総合体育館一館長」を削り、同表能代山本広域市町村圏組合本庁の項中「局長」の下に、「次長」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(83)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
Email:matsubara@matsubarainatsu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄